保 在 第 677号 平成25年10月22日

市内短期入所事業所管理者 各位

福岡市保健福祉局障がい者部 障がい者在宅支援課長

## 短期入所サービス支給決定日数の管理について(通知)

日頃から本市福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先般、支給決定日数を超過していることを認識しないまま短期入所を利用し、費用負担についてトラブルになった事例が発生しています。

つきましては、短期入所サービスの提供に際して、利用日数の管理と受給者証への記載を再度徹底するとともに、支給決定日数を超過してサービスを提供する場合は、自費サービスの契約書を取り交わすなど、費用負担その他の事項について事前に利用者に説明し、同意を得ていただくようお願いいたします。

また,集団指導の際にお示ししております「モデル重要事項説明書(短期入所)」を別紙のとおり変更しましたので通知いたします。変更点は下記のとおりです。

記

## 【追加】

- 7 サービスの提供に当たっての留意事項
- (1) サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせ下さい。

また、同一月内ですでに他事業所を利用された場合は、利用開始時にお知らせください。

(2) 支給量の管理

利用の申し込みがあったサービス量が支給決定量を超過することが見込まれる場合は、速やかにお知らせいたします。

(3) その他

支給決定量を超過して利用する場合は、別に定めるとおりの自己負担をお支払いただきます。 なお、事業所側が前項の規定を怠った結果、支給量限度を超えてサービスを提供した場合は、 当該サービス提供に係る費用(食費などの実費を除く)は事業所の負担とします。

以上

## 【問い合わせ先】

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市保健福祉局障がい者部

障がい者在宅支援課 伊藤,平田

電話:092-711-4248

FAX: 092-711-4818